

令和7年度 農薬管理指導士研修会を開催します

県では、農薬の適正使用を担う優れた指導者を確保・育成するため、「和歌山県農薬管理指導士認定事業」を実施しています。

なお、農薬管理指導士の認定を受けるためには、県が実施する研修を受講して頂く必要があります。

この度、本年度の研修を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 研修内容

(1) 農耕地分野（対象：農薬販売業、JAの方など）

- 1) 日時：令和8年2月4日（水） 13：30～17：00
- 2) 場所：和歌山県薬剤師会館 2階中会議室（和歌山市雑賀屋町19）
- 3) 内容：①研修会（13：30～16：00）
 - ・農耕地における農薬の適正使用と農薬取締法について
 - ・農薬行政及び最近の情勢について（鳥獣害対策課）
 - ・カンキツの病害防除について（果樹試験場）
 - ・毒物及び劇物取締法について（薬務課）
 - ・その他（クビアカツヤカミキリ等）（鳥獣害対策課）②認定試験（16：00～17：00）※対象者のみ

(2) 農耕地以外分野（対象：ゴルフ場コース管理者、造園業者の方など）

- 1) 日時：令和8年2月5日（木） 13：30～16：40
- 2) 場所：和歌山県薬剤師会館 2階中会議室（和歌山市雑賀屋町19）
- 3) 内容：①研修会（13：30～15：40）
 - ・農耕地以外における農薬の適正使用と農薬取締法について
 - ・農薬行政及び最近の情勢について（鳥獣害対策課）
 - ・毒物及び劇物取締法について（薬務課）
 - ・その他（クビアカツヤカミキリ等）（鳥獣害対策課）②認定試験（15：40～16：40）※対象者のみ

※受講資格、申込方法等については裏面をご確認ください。

裏面へ

担当課室	鳥獣害対策課
担当者	久田、井溪
電話（直通・内線）	073-441-2905・2905

2 受講資格

以下のいずれかの条件を満たす方が、受講対象者となります。

- ・ 農薬販売業者又はその従業員として、農薬の販売業務に従事しており、原則として毒物劇物取扱責任者の資格を有している方
- ・ 防除業者又はその従業員として防除業務に従事している方
- ・ ゴルフ場コース管理者として防除業務に従事している方

※いずれの場合も①満 20 歳以上、②現在、県内において業務に従事、③実務経験が概ね 2 年以上である必要があります。

3 認定試験の受験資格

認定試験を受けるためには 5 年間で 3 回の研修を受講していただく必要があります。（3 回目の研修終了後に試験を実施。）

ただし、

- ・ 防除指導員（認定機関：全国農業協同組合連合会）
- ・ 農薬安全コンサルタント（認定機関：全国農薬協同組合）
- ・ 緑の安全管理士（認定機関：緑の安全推進協会）

など、農薬管理指導士に準ずる資格をお持ちの方は、1 回の研修受講後、認定となります。（試験は行いません。）

4 申込について

下記のホームページ内に記載されている「5 研修受講に必要な書類」を準備いただき、令和 8 年 1 月 20 日（火）までに鳥獣害対策課（〒640-8585 県庁 鳥獣害対策課 生産環境班（住所記入不要）あて）へお申し込み下さい。

※和歌山県 鳥獣害対策課 掲載HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/072000/d00216396.html>

5 その他

- ・ 筆記用具をご持参下さい。
- ・ お車で来られる際には近隣の駐車場をご利用下さい。